

## 久居体育館の利用料金（単位：円）

		時間区分	①	②	③
		使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 まで	午後6時から 午後9時 30分まで
アリーナ	入場料等を徴収 しない場合	スポーツのために 使用する場合	2,090	3,140	4,190
		その他の場合	4,190	6,280	8,380
	入場料等を徴収 する場合	スポーツのために 使用する場合	6,280	9,420	12,570
		その他の場合	10,470	15,710	20,950
	営利又は宣伝を直接の目的とする 場合		20,950	31,420	41,900
	アリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。） 当たり  520		
	一般公開日にお ける個人使用	中学生以下	100	100	100
高校生以上・一般		200	200	200	
会議室			1,570	1,570	2,090
指導員室			1,570	1,570	2,090
卓球室	一般公開日にお ける個人使用	中学生以下	50	50	50
		高校生以上・一般	100	100	100
	回数券 (12回)	中学生以下	520		
		高校生以 上・一般	1,040		
シャワー室	入場料等を徴収しない場合		1人1回につき 100		
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき 200		

- 1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、すべてに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該使用料に乗じた額を各々の場合の使用料とする（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。

- (1) アリーナの使用面積がその床面積の2分の1（中央で区分する。）以下のとき。
  - (2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1（午前 10 時 30 分、午後 3 時又は午後 7 時 45 分を基準時間として区分する。）以下のとき。
  - (3) 使用の準備のために使用するとき。
- 2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
  - 3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
  - 4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
  - 5 冷暖房時の会議室及び指導員室の使用料については、当該施設の使用料の 10 分の3の額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
  - 6 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明の使用料は、無料とする。
  - 7 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。